

人がつながる 地域がつながる 町全域をつなぐ「光の道」

～ 積丹町地域情報通信基盤施設のご案内 ～

積丹町は、町内全域が地上デジタルテレビ放送（地デジ放送）の難視聴地域となるため、町が管理運営する「地域情報通信基盤施設（光施設）」により地デジ放送を視聴しています。

また、光ファイバ網を利用して、町民世帯にIP告知端末機を設置し、町等からの情報提供を行うとともに、IP告知端末機設置世帯間でIP電話（テレビ電話）として利用しています。

積丹町が行う光施設による事業の提供は、国の法令のほか、町条例などに基づき管理運用されます。テレビ視聴やIP電話通信など町民の皆さんが、毎日身近に利用する施設となりますので、利用にあたってのきまりを守り、施設の適正な管理運営にご協力ください。

1 光施設管理運営の概要

（1）光施設の管理運営

- ① 光施設の管理運営は町が行います。
- ② 事業を行う区域は、事業提供が可能な設備が設置されている積丹町内の区域です。

（2）光施設で行う事業

- ① IP告知端末機による町からのお知らせ等の広報
- ② IP告知端末機による町内IP電話通信
- ③ IP告知端末機及び屋外拡声機による非常災害及び緊急事態の周知
- ④ 地上デジタルテレビ放送及びBSデジタルテレビ放送の同時再送信
- ⑤ 電気通信事業者が行う光ブロードバンドサービス提供のための施設貸出し

（3）各世帯等の光施設利用設備は町が設置

光施設を利用するにあたっては、申請・届出や設備設置にあたっての費用負担が必要です。（申請・届出が必要な事項や設備設置にあたっての費用負担については、4ページをご覧ください。）

2 地デジ放送視聴にあたって

（1）テレビ視聴は『月額500円』の使用料を負担

光施設を利用してテレビ視聴を行うには、月額500円の使用料の支払いが必要です。

- ① 使用料の支払いは、町が発行する納付書により、6月・9月・12月・3月（各25日まで）に、当月分までの使用料を納付していただきます。（基本は3カ月分1,500円です）
- ② 3カ月以上使用料未納の場合は、テレビ視聴利用停止の措置を執ります。
- ③ NHKの放送受信契約は、個人での契約となり、受信料の支払いは個人負担となります。
- ④ 光施設では、地デジ放送のほか、BSデジタル放送を再送信しています。

～光施設は、皆さんのテレビ使用料により運営されています～

3 IP告知端末機の利用

(1) 町からのお知らせ、緊急情報等の伝達

町等からのお知らせや緊急情報などを、次により配信します。

- ① 定時放送によるお知らせや情報（毎日、7時30分、12時30分、18時の3回）
- ② 臨時放送によるお知らせや情報
ア) 緊急情報：道路通行止情報、火災発生情報、熊出没情報など
イ) 防災情報：暴風雨等の災害警戒情報、避難勧告・避難指示など
- ③ 国の瞬時警報システム（J-アラート）による情報
緊急地震情報・地震情報（震度4以上）、大津波警報・津波警報・津波注意報、国民保護情報

(2) IP電話等としての利用

町内のIP告知端末機間で、通話料無料のテレビ電話として利用できます。

(3) 基本的な操作方法

基本的な操作方法是、次のとおりです。

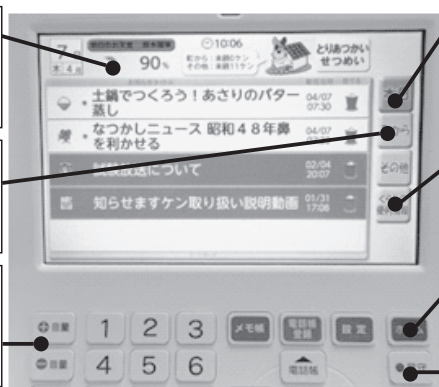
- ① 情報伝達機能
ア) 通常は、情報が配信されると、お知らせする内容が画面に現れ、あわせて音声により情報を伝えます。通常時の音量は、事前に各家庭で設定されている音量となります。夜間等は、その状況に応じ、音声情報の無い画面だけのお知らせとする場合もあります。
イ) 避難勧告発令時などの緊急時には、画面と最大音量による音声により情報を伝えます。
ウ) 配信された時間に不在でも、後から配信情報を確認できます。（下図を参照ください）
- ② 電話機能（110番・119番通報には利用できませんのでご注意ください）
電話として利用する場合は、一般的な電話と同様、相手方のIP電話番号を押すだけです。「留守」ボタンを押すことで、留守番電話機能を利用できます。
- ③ 「くらしの便利情報」ボタンから、次の情報を確認できます。
ア) 役場・消防・駐在所の電話番号、イ) バス運行時刻表（温泉送迎、診療所送迎、中央バス）、ウ) 休日当番病院、エ) ゴミ収集日、オ) し尿収集日
- ④ その他、下図を参考にして利用ください。

ア) 【ホーム】ボタンを押すと、画面が現れます。

【天気】ボタン⇒今日と明日の天気予報を見ることができます。

【町から】ボタン⇒役場からのお知らせの全てを見ることができます。

【音量】ボタン⇒音量を調節するときに押します。音量が+大きく、小さくなります。



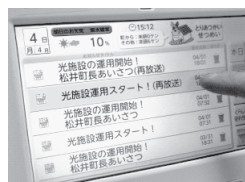
【本日】ボタン⇒今日、配信された情報項目を見ることができます。

【くらしの便利情報】ボタン⇒役場各課、消防、駐在所の電話番号、バス時刻表、ゴミ収集日、休日当番病院などの情報を見ることができます。

【ホーム】ボタン⇒画面に何も写っていないときに押すと、画面が現れます。

【留守】ボタン⇒ボタンを押すと、留守番電話機能が使えます。

イ) 画面に並んでいる項目の中で、見たい項目を軽く押します。その項目が黄色に変わると、まもなくその項目の画面内容が現れ、音声で詳しい内容が放送されます。



ウ) 画面右下に【次ページ】ボタンが出ている場合は、画面に出ている情報の続きがあります。【次ページ】ボタンを押して、内容を確認してください。前の画面に戻りたい場合は、右上の【前ページ】ボタンを押します。



※押しても画面が変わらない場合は、もう少し強く押してみてください。画面が変わるには、多少時間がかかります。

4 IP告知端末機に不具合発生のはきは？ ～再起動～

「テレビ電話が使えない」、「役場からの情報が流れない」など、IP告知端末機の不具合による問い合わせや相談が寄せられます。

そんなとき、まず、各家庭で確認していただくのが、「IP告知端末機の再起動」です。

①「再起動」には電源スイッチの操作が必要になります。

② 電源スイッチは、IP告知端末機の裏側にあります。

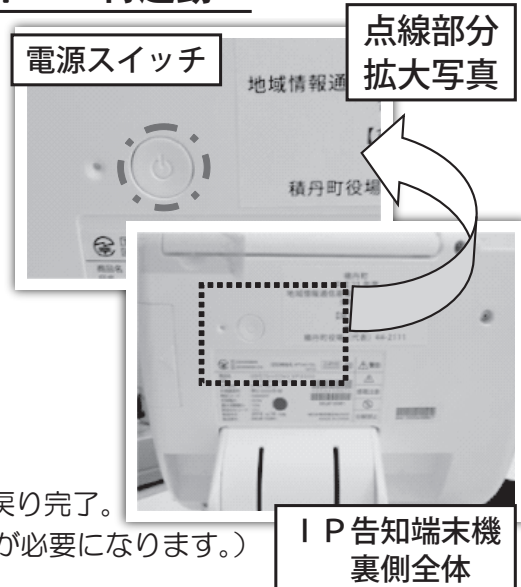
③ 操作は

ア) 電源スイッチを押し、「電源切」にする。

イ) 電源が切れたのを確認し、もう一度電源スイッチを押し、「電源入」にする。

ウ) 画面が動き出し、5～10分程度で、通常の画面に戻り完了。

(この操作で通常の状態に戻らない場合は、別に確認作業が必要になります。)



問い合わせをいただいた際、上記の操作による確認が必要になりますので、各家庭で電源スイッチの位置を確認しておいてください。

災害はいつ発生するかわかりません!!

IP告知端末機の電源は、いつも入れておくことが大切です!!

5 屋外拡声機による情報伝達

町内40箇所に設置した屋外拡声機は、屋外で作業、活動している皆さんへ防災情報伝達を行うことを中心に利用します。

平常時の作動確認を行うため、毎日、正午と午後6時にチャイム音*により時刻をお知らせしていますので、音量の大小や作動の不具合などお気づきの点があれば役場企画課までお知らせください。

なお、風向きや降雨・降雪等の影響により、聞こえ方に違いが生じることがあります。

(*美国町内は午後6時のチャイム音のみです)



～光ケーブル“破損・断線”に注意!!～

光ケーブルは、通常の電線等と比べると、曲げや圧力などに対して弱く、無理にひっぱったり、家具などで踏みつけたりすると破損・断線する可能性があります。光ケーブルは、電話線などと違って、途中でつなぐことができないため、断線してしまうと外から引き直しが必要となるなど、大きな工事が発生します。部屋の模様替え、改装などにより端末設備等の移設等が必要な場合は、役場企画課へご相談ください。

利用者が原因の断線修理は、その費用を負担していただきます。



6 施設利用にあたっての申請や届出など

(1) 光施設の新たな利用希望の場合は、利用開始希望日の30日前までに申請を

- ① 新たな利用の申請書は役場企画課に提出し、町長の承認を得なければなりません。
- ② 新たな利用のためには、町長の承認の他、3万円の分担金の納付が必要となります。
- ③ 工事の手配などのため、30日前までには、相談、申請が必要です。

(2) 端末設備等の工事と必要となる付帯設備の設置は町が行います

- ① 町は、利用者から分担金3万円の納付を受けてから、引き込み・端末設備等の設置工事を施工業者に指示します。
- ② 町民の方には、IP告知端末機とテレビ視聴のための設備を無償貸与します。
- ③ 町民以外の方には、テレビ視聴のための設備を無償貸与します。
- ④ 貸与した端末設備等は利用者が管理し、設備の稼働に必要な電気料などの負担をしていただきます。
- ⑤ 利用者の責任によらない貸与設備の故障などは、町が修理を行います。

(3) こんなときは町に届け出が必要です

- ① 利用者の名義・住所を変更するとき（14日前までに）
- ② 端末設備等の設置場所の変更が必要なとき（30日前までに。移設費用は利用者負担となります。）
- ③ 施設利用を休止・再開するとき（14日前までに。施設利用再開の際、3,150円の手数料が必要となります。）
- ④ 施設利用を解除（やめる）するとき（14日前までに。貸与している設備は町に返却していただきます。）

7 光施設の概要

- ① 事業費：約9億2,556万円（総務省ICT交付金対象事業費）
内訳：ICT交付金3億8,520万円、地域活性化・公共投資臨時交付金5億1,704万円、過疎対策事業債1億円
- ② 工期：平成22年3月24日～平成23年3月30日
- ③ 施行場所：積丹町内
- ④ 施工業者：株式会社NTT東日本-北海道
- ⑤ 事業内容：ア) 光ファイバ敷設幹線約78km
(竣工時) ｲ) 地上デジタルテレビ放送・BSデジタルテレビ放送の再送信1364件
㉞) IP告知端末機1300件、屋外拡声機40基、放送局2箇所・子局4箇所
㉟) IRU契約による光ブロードバンドサービス

光施設の利用について分からないことや困ったことがありましたら

役場 企画課 までご連絡を！ IP電話・電話44-2114（直通）

人がつながる 地域がつながる
町全域をつなぐ「光の道」

平成24年5月

積丹町役場企画課発行